金錢關係中ノ日給（一日一人二圓）金錢賃貸ヲ行ハンヤウ

同　　二　林　由之助

同　　吾　藤　加　藤　林　　平

同　　十　文　字　藤　次　郎　林　　頭

間屋關係者ハ工賃ヲ値上ゲスルコト

ヤウニ

大野治三郎　鈴木久一　勝澤榮作

出席シ調停官齋藤、大飼兩氏立會ヒ左ノ如キ條件デ解決シタ。

覺　書

一、工賃ノ件

イ、十月十五日マデハ別珍大物一足加工賃三錢五厘以下ハ之ニ準ズ

ロ、十月十六日以後ハ右ヨリ三厘値下ゲノコト

二、取引ノ件

イ、取引ハ有ル丈デ承認スルコト

ロ、無イ時ハ之ヲ請求セザルコト

三、取引勘定

勘定ハ直接取引者以外ノ者ハ立會ハナイコト

四、同情金金一封支給スルコト